

## 鬼北町住宅リフォーム補助制度に係るQ&A

Q 1 対象となるリフォーム等工事の内容はどのような工事ですか？

A 1 別紙対象工事一覧表をご参考下さい。対象となるか否か判断しがたい場合は、建設課までお問合せ下さい。

Q 2 「次世代住宅ポイント制度」を利用した場合、補助申請はできますか？

A 2 申請できます。

Q 3 住宅リフォーム等工事はいつから着工できますか？

A 3 補助金の交付申請をしていただき、交付決定の通知が届いた後、工事着手していただくこととなります。なお、工事期間が短い、或いは自己判断により、補助対象者・対象住宅・対象工事の要件に該当していることが明らかである場合は、交付申請後に着工できますが、審査の結果対象とならないと判断された場合は、補助金を交付することはできません。

Q 4 アパート、借し家の増改築・リフォーム等工事は対象となりますか？

A 4 持ち家でないため、原則、対象となりません。

Q 5 アルミ製の既製品のサンルームなどの設置工事は対象となりますか？

A 5 住宅の一部の増築として対象となります。ただし、町内建築業者が補助対象工事の主たる施工業者であることに該当する場合です。

Q 6 申請書にある「申請者」は誰を指すのですか？

A 6 基本的には、その住宅にお住まいになっている方（利用関係によっては、所有者）で、住宅のリフォーム等を行う方が申請者となります。補助金は、一定の手続き後、申請者の方に振り込まれます。よって、工事請負者（施工者）の方が申請者となることはありません。なお、申請書類等の提出等手続きにあたり、申請者の代理として、施工者の方が窓口を持参するなど行うことは構いません。

Q 7 申請者と住宅の所有者が異なる場合の添付書類で、「その関係を示す書類」とはどのような書類を添付すればいいのですか？

A 7 申請者の方と所有者の親子関係がわかる書類（戸籍抄本など）を添付して下さい。また、既に所有者である親がお亡くなりになっており、居住者である申請者に名義を変更する手続きがおこなわれていない場合も同様とします。

Q 8 店舗等併用住宅の補助対象範囲はどのように判断すればよいですか？

A 8 併用住宅については、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、居住以外部分が50㎡を超えないことを要件としていますが、補助対象範囲としては、基本的に住宅

に係る工事を対象とします。したがって、店舗等に係る新築・増改築・リフォーム等工事は補助対象となりませんので注意して下さい。なお、建築物全体に係る屋根や外壁工事などは補助対象として扱うこととします。また、工事に係る諸経費等については、住宅部分と店舗等部分を面積按分し、住宅部分の比率分を補助対象とします。

**Q 9 鬼北町住宅リフォーム補助制度の申請は、何回でもできるのですか？**

A 9 一戸の住宅について、一回限りです。限られた予算を多くの町民の皆様にご利用して頂けるようご協力をお願いします。なお、工事途中でリフォーム等工事内容・箇所に変更が生じた場合などはお問合せください。

**Q 10 町内建築業者とは？**

A 10 鬼北町内に本店や支店など事業所（町内にお住まいの個人の大工さんや個人経営の工務店を含む）を有する業者の方々です。原則として営業所は対象になりません。

**Q 11 町の他の補助制度を受けていると対象外となりますか？**

A 11 地域木材利用木造住宅建築補助金（農林課）、バリアフリー等改修（保健介護課）、耐震工事設計費補助金、耐震工事監理費補助金（建設課）などを受ける予定の工事（部分）は対象外となります。耐震改修工事補助金（建設課）については、耐震改修に要する費用から耐震改修工事に伴う補助金を差し引いた金額を補助対象とします。ただし、重複しない工事（部分）については補助を受けることが可能です。

**Q 12 引越ししてきたので、町民税や固定資産税を鬼北町に支払ったことがない場合は補助対象者となりますか？**

A 12 町税の滞納者でなければ、補助対象者となります。

## 住宅リフォーム工事 補助対象工事一覧表

R3.5 鬼北町

No	リフォーム等の内容	対象	備考
1	住宅の増築	○	確認申請が必要なものは、申請前に確認済証を取得すること
2	住宅の改築又は耐震化工事 (耐震設計・工事監理は含まない)	△	建設課の補助申請をするものは不可。 但し、耐震化工事は費用から補助金額は差し引いた金額で算定
3	住宅と別棟の車庫、カーポート、物置等の設置工事	×	
4	併用住宅（居住部分 1/2 以上）の工事	△	住宅部分以外の内装修繕や増築は不可。 屋根や外装で住宅部分と不可分の工事は可
5	住宅の解体工事 (対象住宅の一部を解体、若しくは増築する場所を確保するための解体)	△	増改築に伴うものは可 建設課に補助の申請をするものは不可
6	ホームエレベーターの設置	○	
7	屋根、外壁、軒天の塗装、防水工事	○	コーキング改修を含む
8	屋根、壁、天井、床、窓の断熱化工事	○	
9	雨どいの取替え工事	○	
10	床フローリング、壁、天井クロス等の張替え工事	○	塗装も含む
11	畳の取替え	○	表替えも含む
12	ドア、襖、障子等の建具工事	○	
13	窓ガラス・網戸の交換	○	
14	カウンター、棚、収納の造作、システム収納、システムキッチン等の設置	○	造り付けであること
15	シロアリ駆除、シロアリ防止等の防除処理	△	リフォーム工事等と一体であれば可
16	外構工事(門・塀・擁壁・舗装等)	×	住宅ではないので不可 ※別途建設課に危険ブロック塀補助あり
17	造園工事(屋根緑化含)	×	住宅ではないので不可
18	ウッドデッキ、パーゴラ(東屋)の設置	×	住宅ではないので不可
19	室内カーテン等の取替え	△	内装工事等と一体であれば可
20	浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の改修・設置	○	
21	ガス、給排水管の工事	○	リフォーム工事等と一体であれば可
22	下水道等排水設備工事	○	リフォーム工事等と一体であれば可（指定工事店により施工すること）
23	換気扇、換気空清機ロスタイ（熱交換機能・空気清浄フィルターを搭載した同時給排気形の換気扇）の設置	○	リフォーム工事等と一体であれば可
24	エアコン・薪ストーブ・暖房器機の設置工事	×	リフォーム工事でないため不可

25	火災報知器の設置	○	電池式も対象
26	ガス、電気給湯器・灯油ボイラー・電気温水器、IH 機器床暖房設備、蓄熱暖房設備、太陽熱温水器の設置工事	○	リフォーム工事等と一体であれば可 オール電化工事等と一体であれば IH キッチンヒーターも可(据え置き方も可) ※設備機器購入費が工事費の 1/2 以内であること ※電気機器等のみの単純な買換えは、No.30 の電気製品購入にあたるため不可
27	太陽光発電(屋根と一体型を含む)の設置	×	リフォーム工事ではないため不可 ※別途環境保全課に補助あり ※鬼北の里住宅団地については企画振興課に補助制度あり
28	燃料電池、蓄電池の設置	×	リフォーム工事ではないため不可 ※別途環境保全課に補助あり
29	防犯装置(監視カメラ、赤外線防犯システム、テレビドアホン、防犯用ライト等)	○	リフォーム工事等と一体であれば可
30	電気製品の購入	×	購入が主であるため不可
31	スイッチ、コンセント、配線の設置等の電気工事	○	リフォーム工事等と一体であれば可
32	電話、LAN、TV、PC 等の配線工事	×	リフォーム工事ではないため不可
33	地デジ、CS 等のアンテナ取付工事	×	リフォーム工事ではないため不可
34	壁・天井埋め込みスピーカー設置工事、プロジェクター設置工事	×	リフォーム工事ではないため不可
35	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	×	
36	合併浄化槽の設置工事	○	リフォーム工事等と一体であれば可
37	バリアフリー等改修工事	△	保健介護課に補助の申請をするもの(部分)は不可
38	住宅を新たに建築又は購入する	×	不可
39	他の補助金を利用する場合	△	利用する場合は、申告してください。
40	その他	△	個別審査により決定